低燃費車に係る課税標準の特例措置

【平成20年4月30日以前の取得の場合】

適用対象(注1)	特例措置
平成22年度燃費基準(注2) +10%達成車	取得価額から15万円控除
平成22年度燃費基準(注2) +20%達成車	取得価額から30万円控除



【平成20年5月1日以後の取得の場合】

適用対象(注1)	特例措置	適用期間
平成22年度燃費基準(注2) + 15%達成車	取得価額から15万円控除	平成 20 年 5 月 1 日から 平成 22 年 3 月 31 日まで
平成22年度燃費基準(注2) +25%達成車	取得価額から30万円控除	平成 20 年 5 月 1 日から 平成 22 年 3 月 31 日まで

(注1) 平成17年排出ガス基準+75%達成車が要件

(注2) ディーゼル車については、平成17年度燃費基準